



平成 26 年 分
（平成 年 月 日開催分）
収 支 報 告 書

1. 政治団体の名称 (ふりがな) こうにんかいけいしによるふるかわとしはるこうえんかい
公認会計士による古川俊治後援会

2. 主たる事務所の所在地 さいたま市浦和区高砂3-12-24小峰ビル3F

3. 代表者の氏名 坂本 隆信

4. 会計責任者の氏名 土屋 文実男

事務担当者の氏名
土屋 文実男
(電話) 048(887)2566

収受		チェック	
若山	○	毛井	8

一連番号

団体コード	年分	表番	行番	届出年月日

異動

政治団体の区分

政党

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

政党の支部

その他の政治団体

政治資金団体

その他の政治団体の支部

活動の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

有

無

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名
古川 俊治

公職の種類
参議院議員

資金管理団体の指定の期間

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

10 13
0200

収 支 の 状 況

(その2)

1. 収支の総括表

		14	16	77	88
		十億 百万 千 円			
収	入 総 額				403,983
	(前年からの繰越額)				92,983
	(本年の収入額)				311,000
支	出 総 額				330,200
翌	年 へ の 繰 越 額				73,783

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

		十億	百万	千	円
金	額				311,000
員	数				44 ^人

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	REC No.	金 額	備 考
		十億 百万 千 円	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附 (うち特定寄附)			
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附			
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附			
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)		0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)			
イ 政 党 匿 名 寄 附			
合 計 (ア+イ)		0	

1400

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表							
項	目	14	16	77	金	額	備
						88	考
1	経常経費						
(1)	人件費						
(2)	光熱水費						
(3)	備品・消耗品費						
(4)	事務所費						
	小計					0	
2	政治活動費						
(1)	組織活動費					309,200	
(2)	選挙関係費						
(3)	機関紙誌の発行費 その他の事業費					0	
	ア 機関紙誌の発行事業費						
	イ 宣伝事業費						
	ウ 政治資金パーティー開催事業費						
	エ その他の事業費						
(4)	調査研究費						
(5)	寄附・交付金						
(6)	その他の経費					21,000	
	小計					330,200	
	合計					330,200	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 ()			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
平成26年度総会費用	十億 百万 千 円 10,000	H26.02.12	Hiro Flower Shop	さいたま市大宮区桜木町1-7-5SONIC CITY BLDG. 2F	
平成26年度総会費用	十億 百万 千 円 199,200	H26.02.12	勝創コーポレーション FUKUROU	さいたま市大宮区桜木町1-10-15	
彩の国自由フォーラム	100,000	H26.03.31	彩の国自由フォーラム	東京都千代田区永田町2-1-1	
この頁の小計	309,200				
その他の支出					
合計	309,200				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 その他の経費 ()			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
監査費用	十億 百万 千 円 21,000	H26.02.12	金子由里子	さいたま市中央区上落合2丁目3番2号5階	
この頁の小計	21,000				
その他の支出					
合計	21,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

1. 領収書等の写し
2. 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 27 年 5 月 7 日

政治団体の名称 公認会計士による古川俊治後援会

会計責任者の氏名 土屋 文実男



※ 代表者の氏名



※ 解散の場合のみ代表者も記名押印又は署名すること。

政治資金監査報告書

平成27年4月15日

公認会計士による古川俊治後援会

会長 坂本 隆信 殿

登録政治資金監査人

金子 田里子 

登録番号 第 4 3 3 2 号

研修修了年月日 平成25年1月28日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、公認会計士による古川俊治後援会の平成26年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、公認会計士による古川俊治後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

公認会計士による古川俊治後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、公認会計士による古川俊治後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上